

平成29年第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成29年4月10日(月)午後3:00~3:40

2. 場所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	2	谷地村 久人
〃	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

日程第5 議案第9号 平成28年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに
平成29年度農業委員会活動の目標(案)について

(平成 29 年第 4 回 4 月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、2番 谷地村 久人 君にお願いします。</p>
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 4 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>それでは議事録署名委員には、5番 小坂 敏君並びに7番 長根 孝衛君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に日程第 3 議案第 7 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第 10 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、賃貸借が 2 件であります。</p> <p>3 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 7 号、受付番号 10 号の申請は譲受人が事業規模拡大のための賃貸借権の設定であり、設定期間は 5 年間です。</p> <p>3 ページに 議案書の写し、4 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、5 ページに許可申請書の写し、6 ページに農地等貸借契約書の写し、7 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p>

	<p>また4ページに農地法第3条の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第10号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第3 議案第7号 「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第11号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8ページをお開き下さい。</p> <p>それでは受付番号第11号について説明いたします</p> <p>この申請は以前に譲渡人及び譲受人が平成23年に前社団法人青い森農林振興公社を介した利用権設定を行っていましたが、この利用権設定期間の5年間の満了したため、あらたに3条により賃貸借の設定をおこなうもので、賃貸借期間は3年間です。</p> <p>8ページに議案書の写し、9ページに農地法3条1項の調査書、10ページに許可申請書の写し、11ページに農地等貸借契約書の写し、12ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、9ページに農地法第3条の調査書記載のとおり、農作業常時従事、地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第11号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第7号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第4、議案第8号 「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>13 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 4 議案第 8 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定についてご説明いたします。</p> <p>別段面積を当委員会では新郷村全域を 30a に設定しており、農地法では下限面積 30a 以上ないと農地を取得できないこととなっています。この別段面積の設定については、毎年農業委員会で適正かどうか審議することとなっていますので、見直しの必要性について意見を求めるものです。</p> <p>事務局としては農地法施行規則第 17 条第 1 項及び第 2 項に該当しないため、見直しはしなくてもいいのではないかと思います。なお 14 ページに告示(案)を添付してありますので、参考に願います。</p> <p>また、今回の総会でご承認を頂きましたら同法 18 条により告示を行いますのでご了承願います。</p> <p>以上説明を終わります</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 8 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 8 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 4 議案第 9 号 「平成 28 年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成 29 年度農業委員会活動の目標(案)」についてを、議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>15 ページをお開きください</p> <p>日程第 5 議案第 9 号 平成 28 年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明します。</p> <p>「農業委員会の適切な事務実施について」(平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農水省経営局長通知)に基づき、別紙の平成 28 年度点検・評価(案)並びに平成 29 年度の目標とその達成に向けた活動計画(案)について農業委員会の決定を求めるものです。</p> <p>16 ページ、本案については総会承認後、村内の掲示場に告示、更</p>

に農業委員会のホームページに1ヵ月以上載せて村内の農業者から意見要望を募集し、農業者からの意見要望について農業委員会としての考え方を整理し、6月の総会で平成28年度農業委員会活動の点検評価並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定し、これを公表するとともに県を通じて東北農政局に報告することになっております。

それでは、概要を説明します。初めに17ページからは平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)となっております。

17ページに1、農業委員会の概要の状況について記載してございます。18ページに2、担い手への農地の利用集積・集約化について、活動内容実績等を記載してございます。19ページに3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、認定農業者の参入実績について記載してあります。20ページに4、遊休農地に関する措置に関する評価について実績等を記載してございます。

21ページに5、違反転用への適切な対応について目標及び実績を記載してございます。22・23ページ6、農地法等によりその権限に属された事務関する点検、24ページに7、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について、8、事務の実施状況の公表等について記載しております。

これで平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の概要説明をおわります。

続いて、25ページ、7からは平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)となって御座います。

1の農業委員会の状況からはじまりまして、次ページの2の担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、昨年度と同様に10ヘクタールを目標としております。また、3の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、今年は、4経営体の参入を目標としてございます。

27ページからは4の遊休農地に関する措置ですが、今年も昨年と同様の目標を掲げております。5の違反転用への適正な対応についてですが、これは、農地法の違反転用に関する情報の周知徹底を図ることとしています。

以上で平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の

	<p>概要説明でございました。</p> <p>なお、今回の総会で決定をしていただきましたら、公表しますのでよろしく申し上げます。</p> <p>これで議案第9号の説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号は、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成29年 第4回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

議 長

署名者

署名者